

# 財産評価 ～取引相場のない株式⑩～



今回は、原則的評価方式の一つになりますが、その有する資産構成がややいびつな会社を見ていきます。

## 8. 株式保有特定会社

### (1) 原則は純資産評価方式

【図 4】は、(株)磯野商会の時価ベースの貸借対照表です。総資産のうち占める株式等は 60%です。このように総資産のうち株式等の占める割合が高いと、原則的に純資産価額で評価することとなります。ある親会社が、巨額の含み益を有する子会社をいくつも保有している場合を考えてみてください。仮にその親会社が大会社で、類似業種比準方式のみで評価できてしまうと、大幅な節税を許し租税回避につながるようになります。このような理由により、意図的か意図的ではないかを問わず、株式等の割合が高い場合は純資産価額のみで評価します。ただし、そもそも例外的評価方式で評価すべき株主（NO.151 参照）については、配当還元方式によることができます。

時価貸借対照表 (単位：百万円)

現金預金	200	借入金	800
売掛金	200		
株式	600		
		純資産	200
合計	1,000	合計	1,000

【図4】

### (2) 株式保有特定会社と判断される割合

株式等の割合が高いかどうかは、**総資産のうち占める株式等の割合が 50%以上か否か**で判定し、その割合が 50%以上となる特殊な資産構成の会社を『株式保有特定会社』と呼びます。また、このとき上記総資産も株式等も時価（相続税評価額）を用いますので、会社の簿価からは判断することができません。

### (3) 原則は純資産だけど

一方で、原則である純資産評価方式に代えて、株式分離評価方式（連結的評価方式ともいいます）により評価することも認められています。【図 4】は、株式等の占める割合が 60%となっていますが、40%部分は言わば本来の企業活動に活用しているのに、全く類似業種比準株価を使えないのは少々かわいそうですね。

そこで、株式保有特定会社については、株式等についてのみ純資産方式で評価、それ以外については一般の会社同様に類似業種株価により評価してもよいであろうということで、両者の併用方式も認められています。

$$\text{評価額} = \text{株式等以外についての1株当たり評価 (S1)} + \text{株式等についての1株当たり評価 (S2)}$$

上記S1は、自社の3つの比準要素について保有する株式等及びその株式等から生じる配当等を除外して、あとは通常の類似業種比準方式に則って評価します。S2は、株式等のみを抽出して純資産価額として評価します。難しいのでイメージで結構です。個人的には配当等まで除外するところが『いいね!』と思います。

### (4) 株式保有特定にならないために

一般的に、純資産価額の方が類似業種比準株価よりも株価は高くなります。したがって、株式特定保有会社に該当することは不利になることを意味します。例えば、【図 4】の(株)磯野商会が 300 百万円の新規借入を起こすと【図 5】になります。株式等の割合が 50%を切りました（600 百万円 / 1,300 百万円 = 約 46%）ね。借入利息の負担はありますが、いつ相続が発生するかわからないような場合は、常にこの割合に注意しておいた方がよいでしょう。次回は似たような土地保有特定会社を見ていきます。

時価貸借対照表 (単位：百万円)

現金預金	500	借入金	1,100
売掛金	200		
株式	600		
		純資産	200
合計	1,300	合計	1,300

【図5】

カツオ『新規借入で株を買ったら、また 50%超えちゃったよ』

ダラオ『ばかです～』